

不動産文化財情報の収集活用システムの調査研究

埋蔵文化財センター

全国には、国・都道府県・市町村指定の史跡及び名勝約15,400件を含む、約300,000件の遺跡がある。また建造物についても、近世社寺や古民家あるいは明治・大正建築など、指定されているものに加えて、各種目録に登録されているものを合わせると、これに匹敵すると推定されている。これらの文化財、いわば不動産文化財については、発掘調査やその他の調査研究によって、多量のデータが集積されつつある。しかしながら、それらの学術的データの収集と蓄積ならびに活用に関しては、整備された体系を欠いており、そのため、その有効な社会的学術的利用が十分になされているとは言いがたい状況にある。そこで、1988年度から、とりあえず史跡・名勝について、このシステムの確立を計るべく、学識経験者及び文化庁記念物課担当官を交えた研究会をもつこととなり、すでに数回の会合をもった。初年度は、史跡・名勝の遺跡そのものが持つ1次情報に関するシステムの検討ということで、遺跡の属性抽出とデータファイル構造の設計について、討議を重ね、一応、次のような素案を提出するに至った。しかしながら、これを決定事項として、実施に移すまでには、なお幾多の段階を経る必要がある。

1. データベースは、遺跡名等の文字情報と遺跡地図等の画像情報から構成される。
2. 文字情報項目は、遺跡ID番号、名称、所在地、所有者、時代、遺物型式、遺跡種別、指定未指定区分、指定年月日、調査・発掘歴区分、文献資料区分、現況、面積、遺跡概要、地形図番号、遺跡地図番号、座標値等とし、それぞれの項目によって、固定長と可変長に分ける。
3. このうち遺物型式とは、ある遺跡からの出土遺物の型式・編年をもって、その遺跡の時代を特定することである。そのため可能な限り、遺物の型式名を入力することとする。
4. 指定・未指定区分で、未指定以外のものは、記念物データベースまたは建造物データベースにリンクするように図る。
5. 調査・発掘歴区分は、有無のみを入力し、内容については、SUBデータベースを作成する。SUBデータベースの項目には、年月日、発掘主体、遺物管理主体などを設ける。
6. 文献資料区分は「埋蔵文化財文献情報データベース」とリンケージを図ることとした。
7. 遺跡の座標値は、『全国遺跡地図』を直接デジタイズし、緯度・経度に換算した上で、ファイルに格納する。
8. 画像情報は、位置図（遺跡の位置を示す地図）と指定地域図（1.自然地形を含む遺跡範囲地図、2.地番入り地籍図）・所有関係図・現状変更処理基準図・現状変更状況からなる。そのうち遺跡の位置図は、1/50,000地形図を使用し、アナログ画像としてレーザーディスクに蓄積する。指定地域図などは、出来るだけ大縮尺で地形情報が盛り込まれた地形図に、指定範囲あるいは遺跡範囲を明示することとし、イメージスキャナーを使用し、デジタル画像として光ディスクに格納する。

(岩本 次郎)